

福島県公共施設等総合管理計画

平成29年3月
福島県

平成31年2月 一部修正
令和元年6月 一部修正
令和元年10月 一部改訂
令和4年3月 一部改訂
令和5年3月 一部改訂

目次

第1	計画策定の趣旨及び位置付け	1
第2	公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1	公共施設等の現況	3
2	総人口や年代別人口の今後の見通し	8
3	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや財政状況	9
第3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	13
1	対象施設	13
2	計画期間	14
3	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	14
4	現状や課題に関する基本認識	15
5	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	16
6	脱炭素化の推進	18
7	ユニバーサルデザイン化の推進	18
8	フォローアップの実施方針	18
9	これまでに行った取組	19
10	有形固定資産減価償却率の推移	19
11	地方公会計（固定資産台帳）の活用	20
12	広域連携	20
第4	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	21
1	農林水産施設	21
2	道路施設	22
3	河川施設	23
4	ダム施設	23
5	砂防施設	24
6	港湾施設	25
7	空港施設	26
8	公園施設	27
9	下水道施設	28
10	防災通信施設	29
11	工業用水道事業施設	30
12	交通安全施設	31
13	学校	32
14	公営住宅	32
15	県立病院事業施設	33
16	庁舎等その他の県有建物	33

第1 計画策定の趣旨及び位置付け

本県は高度経済成長期以降、人口増加や経済成長による行政需要に対応するため、急速に公共施設等^(注1)を整備してきた結果、多くの資産を抱えることとなりました。

現在、これらの公共施設等が次々と更新時期を迎えつつあり、維持管理・更新費用も膨大なものとなることが予想されていることから、その対策が急務となっています。

さらに、経済成長率の低迷や少子高齢化などにより、厳しい財政状況が予想されることから、公共施設等の安全性と行政サービス水準を確保しながら、将来的な人口減少を見据えた施設総量の適正化などの取組を行い、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要な課題となっています。

これまで本県では、「福島県県有財産最適活用計画」の策定によりファシリティマネジメント^(注2)を導入し、土地、建物、工作物、物品などの財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的かつ短期及び中期的観点から、戦略的に活用・維持・保有・処分していくことを目的として、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の最適な活用を図ってきました。

さらに、インフラ施設^(注3)においては「道路長寿命化計画」「橋梁長寿命化修繕計画」など、建物施設^(注4)においては「県営住宅等長寿命化計画」「県有建物に係る資産戦略」などの個別施設計画を策定し、施設類型ごとに維持管理・更新等の適正化を図り、公共施設等の長寿命化やコストの縮減・平準化に取り組んできました。

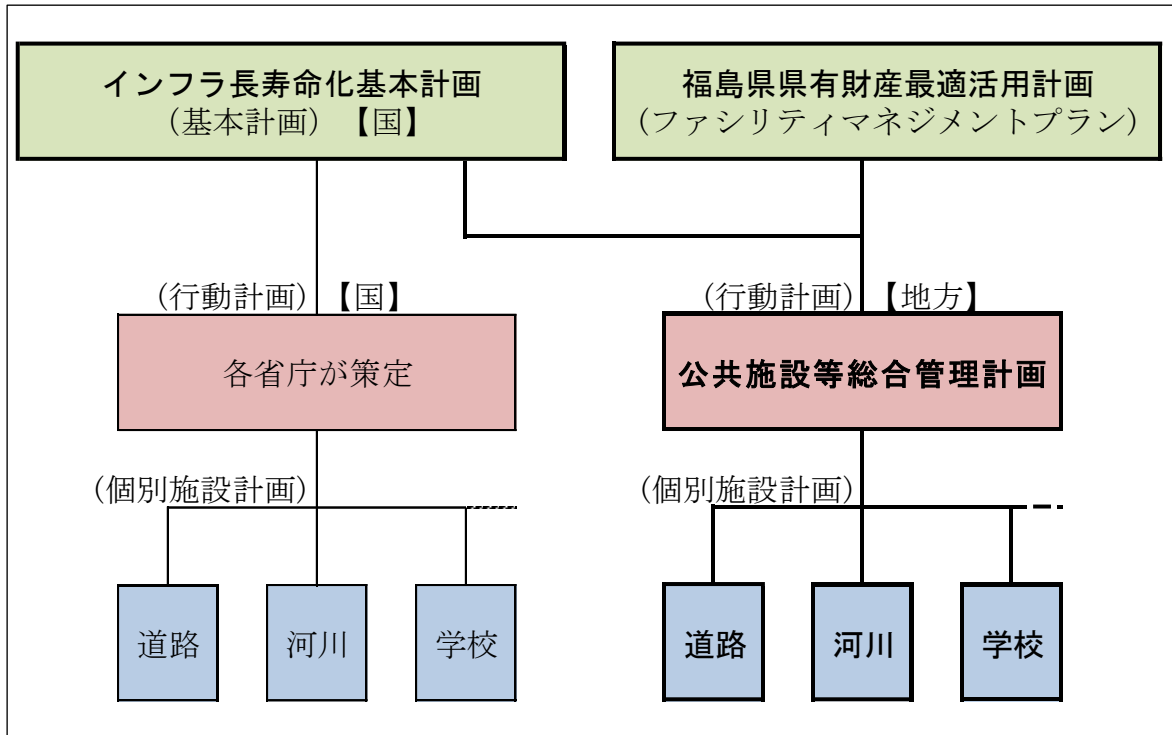
このような状況の中、国は、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定することを求めています。

本計画は、これまでの取組を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・統廃合・更新などを計画的に行うことにより、県民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知)に基づいて策定するものです。

なお、本県では、東日本大震災により公共施設等に大きな被害を受け、復旧・復興へ向け、多くの公共施設等の整備を行っているところですが、防災緑地などの整備中の公共施設等や原子力災害による避難指示区域内の公共施設等、整備の長期化が予想されるものもことから、本計画は今後も見直しを図っていく必要があります。

本計画の策定から5年目となるにあたり、公共施設等の適正管理をより効果的に進めるため、長寿命化対策等の効果額の反映など所要の見直しを行い、改訂版として策定するものです。

図1 計画の位置付け



(注 1) 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、建物施設の他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（工業用水道事業施設、県立病院事業施設等）、プラント系施設（下水道施設等）も含む包括的な概念をいう。

(注 2) ファシリティマネジメント：「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA））と定義しており、単に手法という範疇から、より広く経営的視点に立った総合的な活動をいう。Facility Management を略し FM という。

(注 3) インフラ施設：本計画においては、道路・港湾・空港等の産業の基盤となる施設、上下水道・公園等の生活の基盤となる施設、治山治水といった国土保全の基盤となる施設、その他、都市や農山漁村を形成する基盤となる施設をいい、これらの管理施設（建物）を含む。

(注 4) 建物施設：本計画においては上記（注 3）を除き、公営住宅^(注5)、県立病院事業施設及びその他の県有施設などに係る建物、土地及びその附属工作物をいう。

(注 5) 公営住宅：本計画においては県営住宅に係る施設をいい、特別県営住宅及び準県営住宅を含む。

第2 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

(1) インフラ施設の現況

ア 保有量

本県の面積は13,783 km²と、全国第3位の県土面積を誇るため、インフラ施設も膨大な保有量となっています。

表2-1-(1)-ア インフラ施設の保有量

型	種別	保有量	
農林水産系 インフラ施設	農業関連施設	防災ダム	6 基
		農業用利水ダム	6 基
	地すべり防止施設	地すべり防止区域	40 か所
	治山施設	治山ダム	約5,367 基
		地すべり防止区域	40 か所
海岸保全施設	海岸保全施設	20 海岸	
土木系 インフラ施設	道路施設	橋梁	4,622 橋
		トンネル	154 か所
		シェッド・シェルター	173 か所
		舗装	5,696.6 km
		小規模構造物	道路延長約5,723kmの付属物等
	河川施設	水門・樋門・管渠	549 施設
		海岸保全施設	80 海岸
	ダム施設	ダム	12 基
	砂防施設	砂防設備(堰堤)	1,103 基
		急傾斜地崩壊防止施設	420 か所
		地すべり防止施設	61 か所
		雪崩防止施設	5 か所
	港湾施設	港湾	7 港
		漁港	10 港
	空港施設	空港	1 港
	公園施設	都市公園(防災緑地含)	17 公園
		自然公園	公衆便所5か所、避難小屋6か所、橋梁3橋等
下水道施設	下水処理場	4 か所	
	下水管渠	138.67 km	
その他 インフラ施設	防災通信施設	統制局	1 か所
		中継局(反射板)	16か所(うち反射板7か所)
		支部局	8 か所
		端末局	130 か所
	工業用水道事業施設	浄水場	3 か所
		導水路	38,144 m
		配水路	73,375 m
	交通安全施設	信号機	4,023 基
		大型道路標識	3,035 基
		光ビーコン	215 基
監視カメラ		51 台	
交通情報板		126 基	

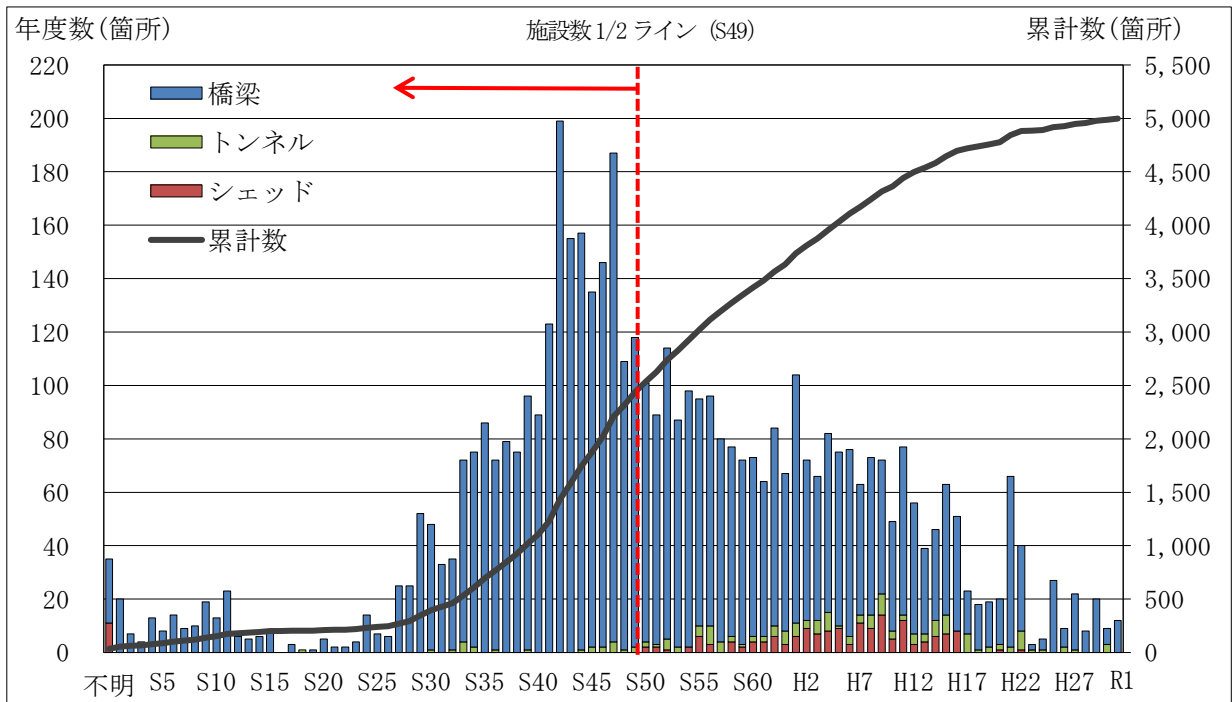
1) インフラ施設は令和2年度末時点の保有量

- 2) 土木系インフラ施設（道路施設-小規模構造物を除く）及びその他インフラ施設（防災通信施設を除く）は平成 27 年度末時点の保有量（各財産管理者調べ）
- 3) 土木系インフラ施設-道路施設-小規模構造物は平成 29 年 4 月時点の保有量（土木部調べ）
- 4) その他インフラ施設-防災通信施設は平成 31 年 4 月時点の保有量（危機管理部調べ）

イ 建設年度ごとの道路施設数の推移

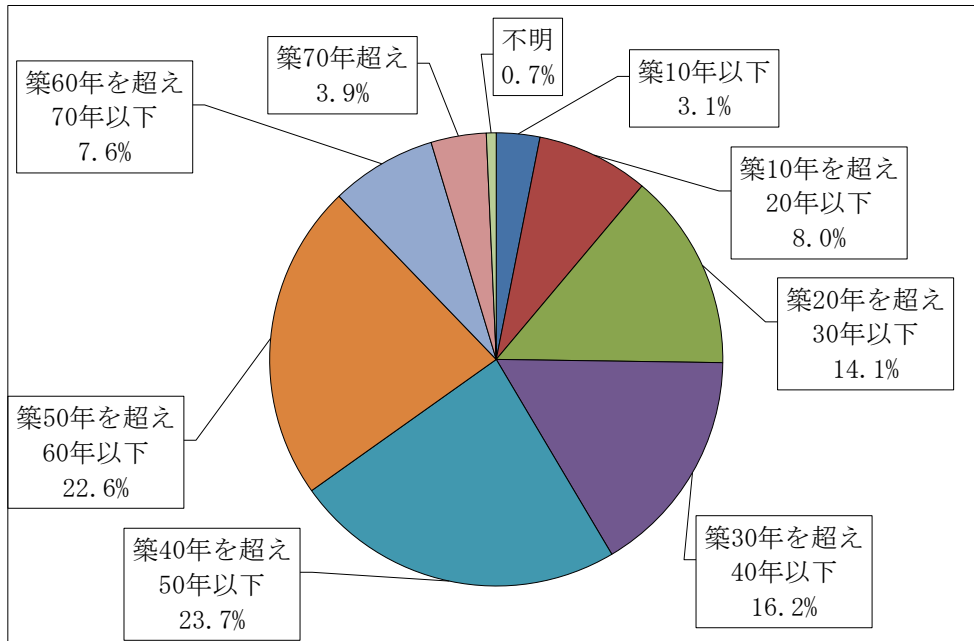
インフラ施設（道路施設）の建設年度ごとの施設数をみると、戦後の高度経済成長期である昭和 30 年代から急増し、全体の半数以上が建設後 40 年を経過する施設となっています。

図 2-1-(1)-イ-(7) 建設年度ごとの道路施設数の推移



1) 令和元年度末時点の数量（土木部調べ）

図 2-1-(1)-1-(イ) 道路施設の経過年数ごとの割合



1) 令和元年度末時点の数量（土木部調べ）

(2) 建物施設の現況

ア 保有量

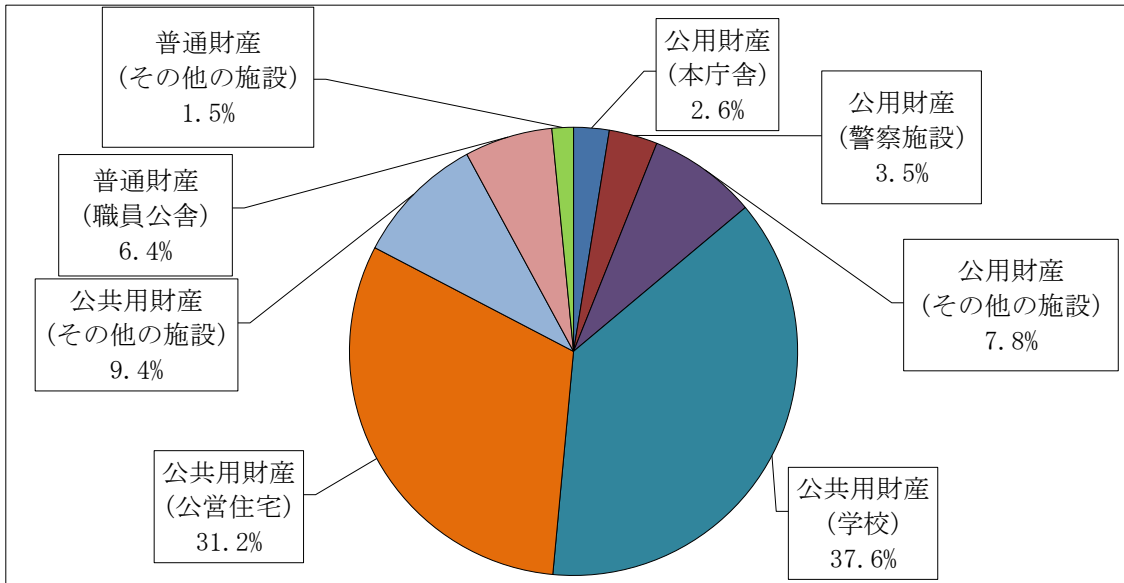
建物施設の保有量は、（県立病院事業施設を除く）令和元年度末時点で延べ床面積が約294万㎡となっています。延べ面積の割合では、学校が37.6%と最も多く、次いで、公営住宅が31.2%となっており、学校と公営住宅で全体の約7割を占めています。

表 2-1-(2)-7-(ア) 建物施設の保有状況

分類	種別	区分	延べ面積 (㎡)	割合
行政財産	公用財産	本庁舎	75,416.94	2.6%
		警察施設	103,136.64	3.5%
		その他の施設	231,068.19	7.8%
	公共用財産	学校	1,106,656.09	37.6%
		公営住宅	918,230.18	31.2%
その他の施設		278,293.35	9.4%	
普通財産		職員公舎	187,050.17	6.4%
		その他の施設	45,602.30	1.5%
計			2,945,453.86	100.0%

1) 令和元年度末時点の県有財産管理台帳を基に集計（総務部調べ）

図 2-1-(2)-7-(イ) 建物施設の財産ごとの割合



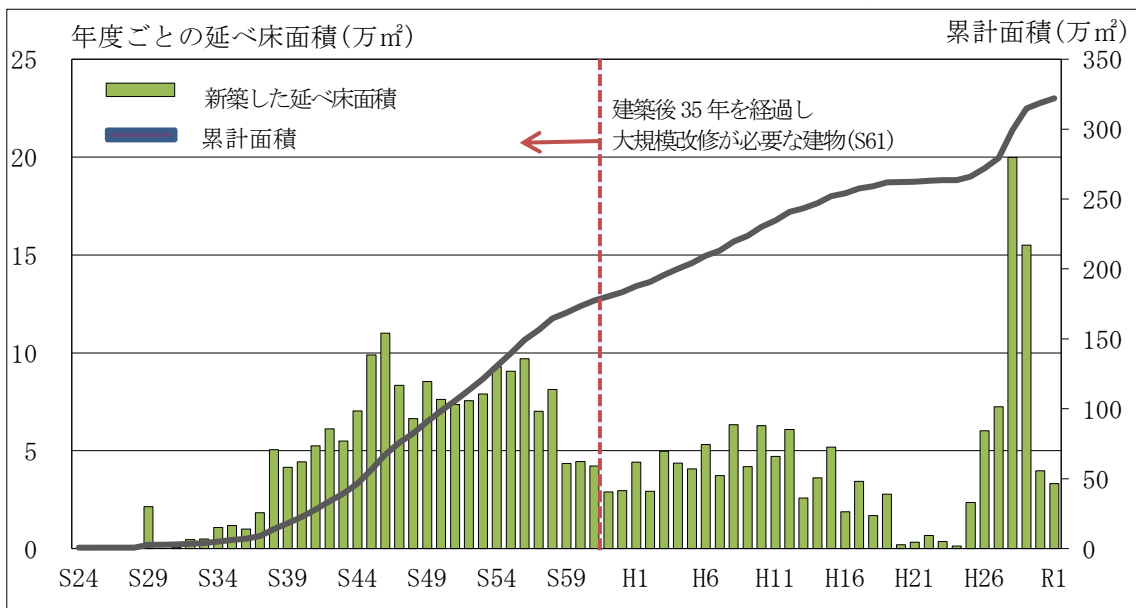
1) 令和元年度末時点の県有財産台帳を基に集計 (総務部調べ)

イ 新築された建物施設の延べ床面積の推移

建築年度ごとの延べ床面積を (県立病院事業施設を除く) みると、戦後の高度経済成長期である昭和 30 年代から急増し、全体の半数以上が築 30 年を経過する建物となっています。

また、平成 25 年度以降は、主に東日本大震災からの復旧・復興事業のため増加しており、これらについても、将来、建替えが同時期に集中することが危惧されます。平成 26 年から平成 29 年にかけて急増しているのは、震災に係る公営住宅の増加が要因となっています。

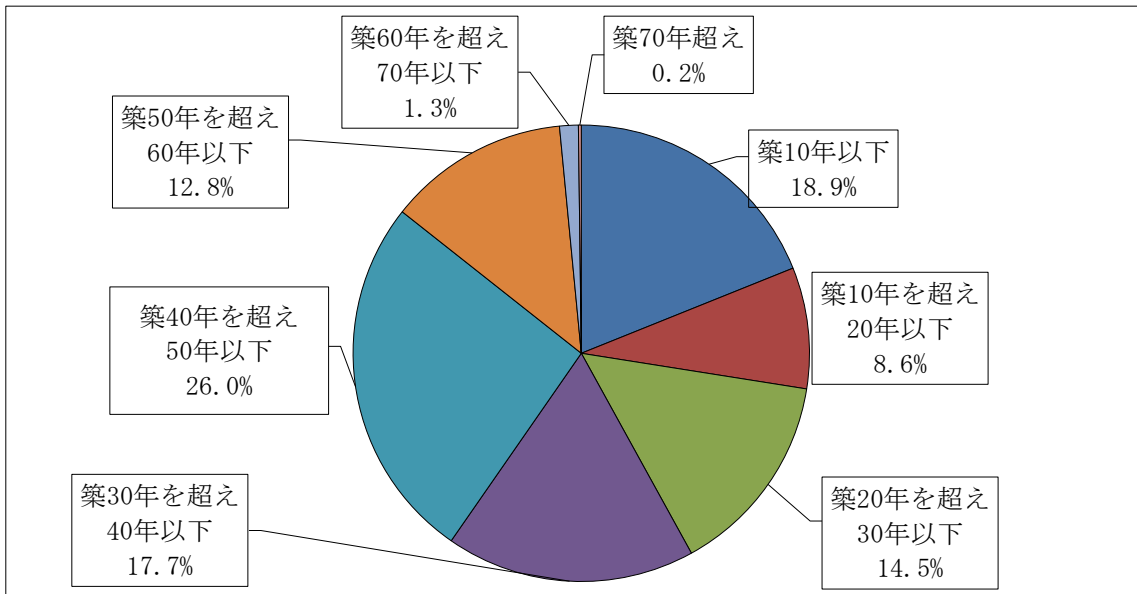
図 2-1-(2)-イ-(7) 新築された建物施設の延べ床面積の推移



1) 令和元年度末時点の県有財産台帳を基に集計 (総務部調べ)

2) 「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき目標使用年数は 70 年、大規模改修は 35 年目とした。

図 2-1-(2)-イ-(1) 経過年数ごとの面積割合



1) 令和元年度末時点の県有財産台帳を基に集計（総務部調べ）

2 総人口や年代別人口の今後の見通し

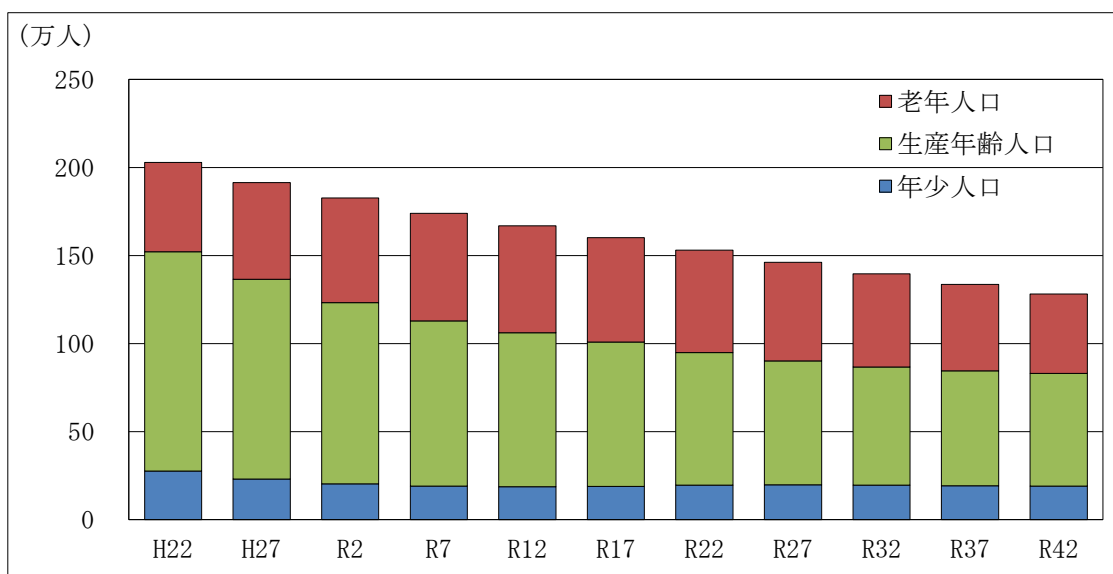
本県の人口は約 214 万人（平成 9 年）をピークに、減少の一途を辿っています。

「福島県人口ビジョン」（令和元年 12 月更新（平成 27 年 11 月策定））では、「県民の希望出生率を 2.11」及び「令和 12 年に社会動態を土ゼロ」を実現した場合、福島県の人口は令和 22 年に 153 万人、長期的には令和 42 年に 128 万人となる見通しとなっています。

また、その内訳をみると、生産年齢人口は今後も減少が続き、令和 42 年には平成 27 年の生産年齢人口の 56%（114 万人→64 万人）になると予測されています。

今後、人口減少に対応した公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

図 2-2 人口の推移と今後の見通し



(万人)

区分	年	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
老年人口		51	55	59	61	61	59	58	56	53	49	45
生産年齢人口		125	114	103	94	88	82	75	70	67	65	64
年少人口		28	23	20	19	19	19	20	20	20	19	19
計		203	191	183	174	167	160	153	146	140	134	128

- 1) 老年人口：65 歳以上の人口
- 2) 生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口
- 3) 年少人口：15 歳未満の人口
- 4) 表示単位未満四捨五入により、計が一致しない場合がある。

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや財政状況

公共施設等については、年数の経過とともに施設の老朽化が進む中、今後想定される経費について整理をしました。

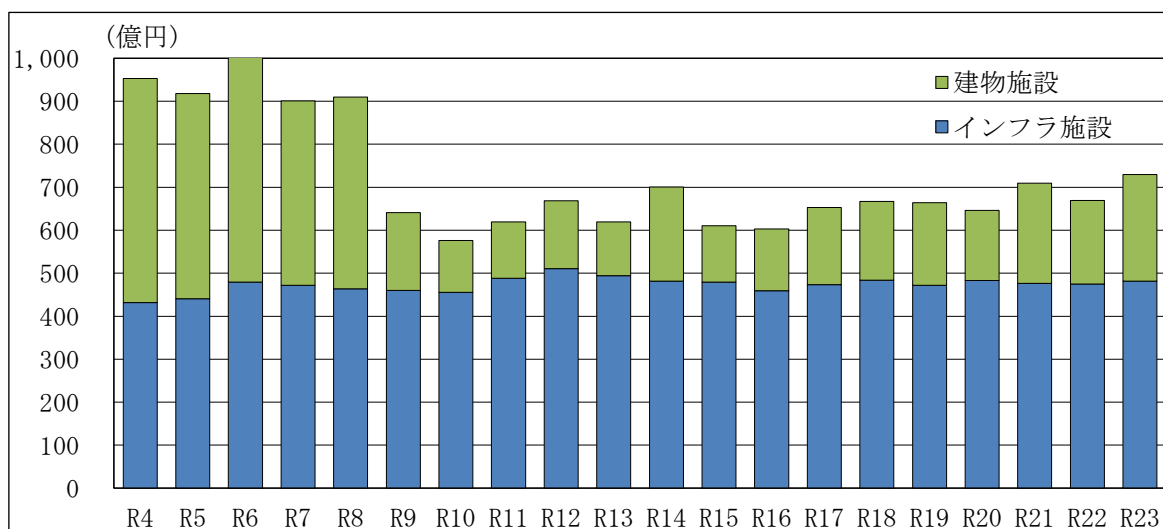
(1) 事後保全型による経費の見込み

公共施設等の耐用年数経過時に更新（建替）した場合（事後保全型）による維持管理・修繕・更新等に係る経費の今後20年間の見込みは、下図のとおりです。

インフラ施設については、清掃・点検や従前の機能まで回復するための維持管理・修繕費が主な経費となっています。

建物施設については、耐用年数40年を超えた施設の更新時期が令和8年度まで集中するため、その間の経費が多くなります。

図2-3-(1) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等経費の見込み（事後保全型）



- 1) インフラ施設は、施設類型ごとの見込み額（各財産管理者調べ）を集計。
- 2) 建物施設は、公営住宅、県立病院事業施設、学校及び庁舎等その他の県有建物を一律的に試算するため、公共施設等更新費用試算ソフトにより試算を行ったものであり、建築後40年で更新（建替）するものとして試算。
- 3) 本県の費用の単価や各施設の老朽化度合いを反映したものではなく、将来の予算を拘束するものではない。

(2) 予防保全型による経費の見込み

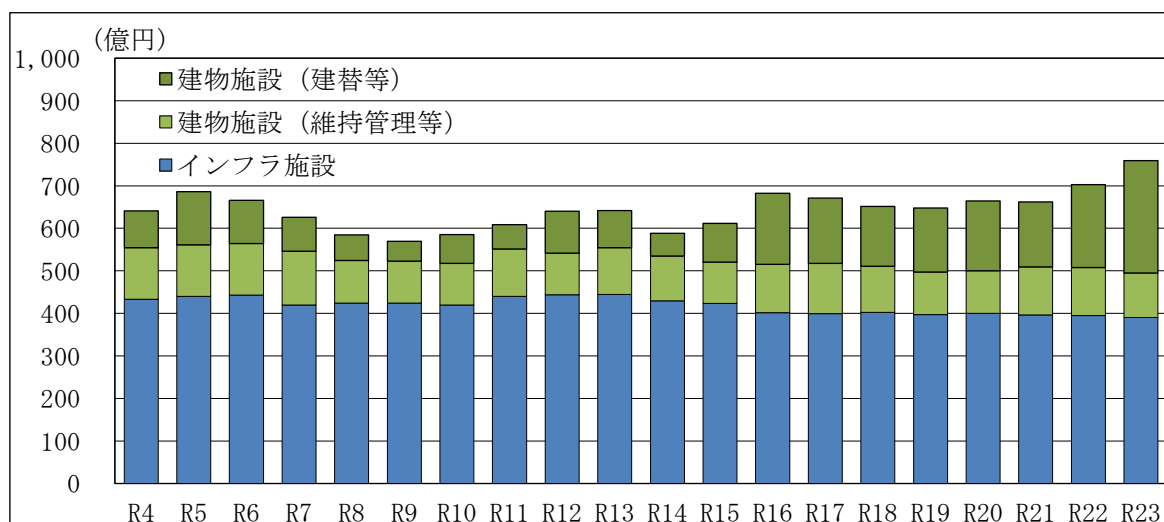
公共施設等の長寿命化対策を行い耐用年数より長く使用する場合（予防保全型）による維持管理・修繕・更新等に係る経費の今後 20 年間の見込みは、下図のとおりです。

インフラ施設については、各施設の重要度や緊急性を踏まえ、長寿命化に必要な保全作業等を行い適切に管理します。

建物施設については、長寿命化に必要な予防保全の対策を講じて 70 年間使用します。

建物・インフラ施設を合わせて事後保全型と比較すると、維持管理・修繕・更新等に経費の削減・平準化が図られます。

図 2-3-(2) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等経費の見込み（予防保全型）



- 1) インフラ施設は、施設類型ごとの見込み額（各財産管理者調べ）を集計。
- 2) 建物施設は、公営住宅、県立病院事業施設、学校及び庁舎等その他の県有建物を令和 4 年から 7 年までは個別施設計画の数値を採用し、令和 8 年以降は、公共施設等更新費用試算ソフトにより試算を行ったものであり、「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき、建築後 35 年目に大規模改修、70 年目に建替えるものとして試算し、建築後 36 年以上経過した建物の大規模改修の経費は計上しない。今回の改訂では大規模改修、建替の経費に加え、光熱水、維持管理、修繕等を加えた経費を見込んでいる。
- 3) 本県の費用の単価や各施設の老朽化度合いを反映したものではなく、将来の予算を拘束するものではない。

事後保全型と予防保全型の比較による効果額の見込み

平成 29 年度を起点に、今後 30 年間の期間に関し、事後保全型と予防保全型の比較による維持管理・修繕・更新等の効果額は下記の表のとおりです。

予防保全型が事後保全型より維持管理・更新等に係る経費が約 12%減となります。

表 2-3-(3) 今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

		予 防 保 全				財源見込み	事後保全 (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑥)	長寿命化対策等による経費削減率 (%)
		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新費 (③)	合計 (④) (①+②+③)				
普通会計	インフラ施設設計 (a)	163,543	893,398	58,913	1,115,854	※欄外に記載	1,267,095	-151,241	-12%
	建物施設設計 (b)	427,850	29,437	196,075	653,362		758,539	-105,177	-14%
	計 (a+b)	591,393	922,835	254,988	1,769,216		2,025,634	-256,418	-13%
公営事業会計	インフラ施設設計 (c)	21,203	64,239	74,198	159,640		173,754	-14,114	-8%
	建物施設設計 (d)	16,651	1,797	868	19,316		26,366	-7,050	-27%
	計 (c+d)	37,854	66,036	75,066	178,956		200,120	-21,164	-11%
インフラ施設設計 (a+c)		184,746	957,637	133,111	1,275,494	1,440,849	-165,355	-11%	
建物施設設計 (b+d)		444,501	31,234	196,943	672,678	784,905	-112,227	-14%	
合計 (a+c+b+d)		629,247	988,871	330,054	1,948,172	2,225,754	-277,582	-12%	

※財源については国の補助事業や交付税措置のある地方債を活用することを検討する。

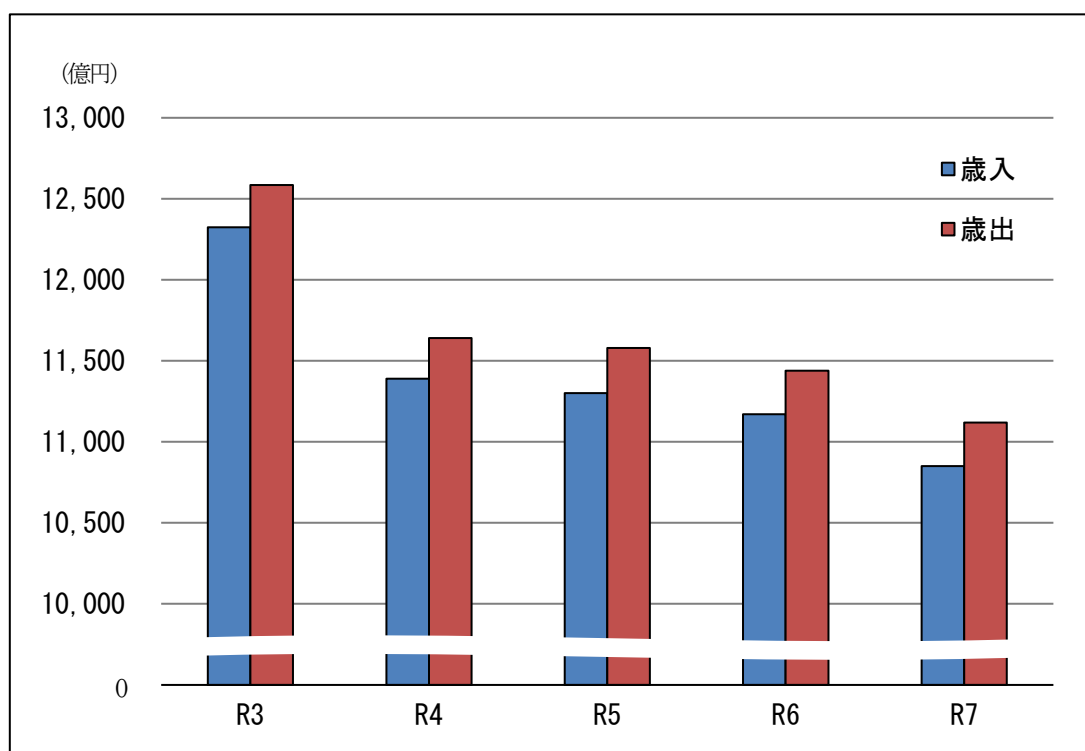
- 1) インフラ施設は、施設類型ごとの見込み額（各財産管理者調べ）を集計。
事後保全型は、従前の機能まで回復する工事の維持管理・修繕費が主体で、予防保全型は、維持管理・更新等の適正化を図り、長寿命化やコストの縮減を図ったものである。
- 2) 建物施設は、公営住宅、県立病院事業施設、学校及び庁舎等その他の県有建物を令和 4 年から 7 年までは個別施設計画の数値を採用し、令和 8 年以降は、公共施設等更新費用試算ソフトにより試算を行ったものであり、「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき、建築後 35 年目に大規模改修、70 年目に建替えるものとして試算し、建築後 36 年以上経過した建物の大規模改修の経費は計上しない。今回の改訂では大規模改修、建替の経費に加え、光熱水、維持管理、修繕等を加えた経費を見込んでいる。
- 3) 本県の費用の単価や各施設の老朽化度合いを反映したものではなく、将来の予算を拘束するものではない。

(3) 財政状況

本県の財政状況は、第2期復興・創生期間において、複合災害からの復興を着実に進めていくことに加え、近年、台風や地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症など幾重もの困難に直面しており、持続可能な財政運営の重要性が一段と増しています。

令和4年度から令和7年度の各年度において、最大280億円程度の財源不足が生じると見込まれています。今後も中長期的な財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。

図2-3-(4) 中期財政見通し



- 1) 「令和3年10月 総務部財政課「福島県の今後の財政見通し」より
- 2) 令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、今後の感染状況や地域経済への影響、国の動向などを見通すことが困難であることから、今回の試算には含めない。

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象施設

本計画の対象施設は、本県が所有又は管理する全ての公共施設等とします。具体的には、道路・橋梁等の土木構造物等のインフラ施設、及び庁舎・学校等の建物施設です。

表3-1 主な対象施設

	類型	主な施設
農林水産系 インフラ施設	農業関連施設	防災ダム、農業用利水ダム など
	地すべり防止施設	地すべり防止施設 など
	治山施設	治山ダム など
	海岸保全施設	海岸保全施設 など
土木系 インフラ施設	道路施設	橋梁、トンネル、 シェッド・シェルター、舗装、 小規模構造物（道路照明施設（トンネル 照明施設等含む）、道路標識、防護柵、 防雪策、側溝、機械設備（取水ポンプ、 排水ポンプ、消融雪装置、排水装置、 等）、小型擁壁、カルバート（大型を除 く）等）など
	河川施設	水門・樋門・管渠、ダム など
	砂防施設	砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、 地すべり防止施設、雪崩防止施設など
	港湾施設	港湾、漁港
	空港施設	空港
	公園施設	都市公園、防災緑地 など
	下水道施設	下水処理場、下水管渠 など
その他 インフラ施設	防災通信施設	統制局、中継局（反射板）、支部局、端 末局
	工業用水道事業施設	浄水場、導水路、配水路 など
	交通安全施設	信号機、大型道路標識、光ビーコン、 監視カメラ、交通情報板 など
建物施設	学校	高等学校、中学校、特別支援学校
	公営住宅	県営住宅、特別・準県営住宅、 復興公営住宅 など
	県立病院事業施設	病院、診療所 など
	庁舎等その他の県有建物	上記以外の県有建物

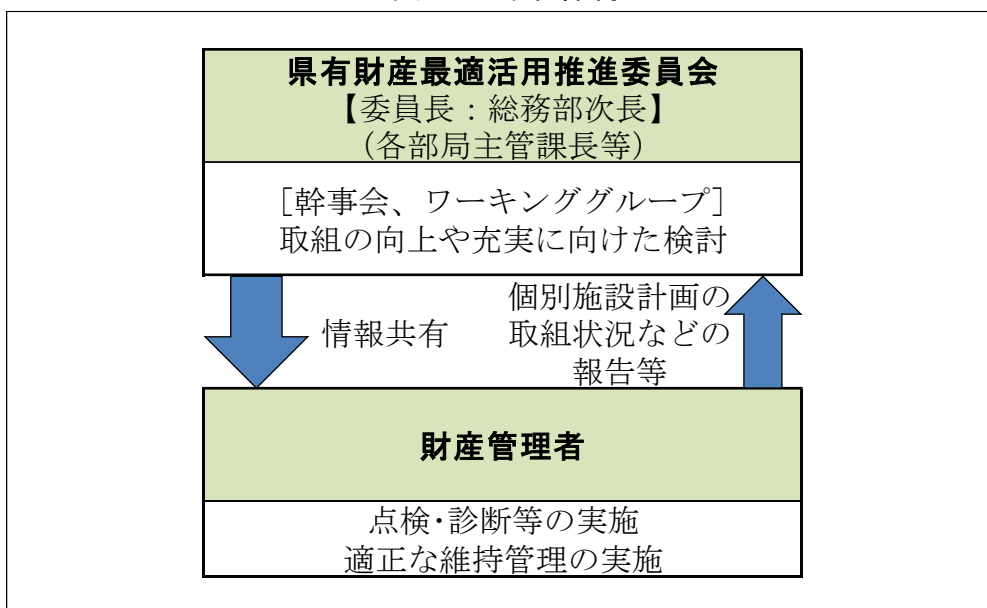
2 計画期間

本計画は、策定から令和8年度までを計画期間とします。
ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全庁的な合意の下に本計画を推進するため、県有財産最適活用推進委員会において情報共有を図ります。

図 3-3 取組体制



4 現状や課題に関する基本認識

「第2 公共施設等の現況及び将来の見通し」において、公共施設等の保有量、老朽化の状況、人口推計、将来負担の見通し、財政状況について整理しました。

ここでは、それらの結果から導かれる現状や課題について整理します。

(1) 維持管理・修繕等の計画的な実施

高度経済成長期以降、人口増加や経済成長による行政需要に対応するため、急速に公共施設等を整備してきた結果、多くの資産を抱えることとなりました。

これらの公共施設等は、経年による性能の劣化や機能の陳腐化が想定されます。

今後も、行政サービスを適正に提供していくため、安全・安心を重視した効果的かつ効率的な維持管理・修繕等が必要と考えられます。

(2) 社会情勢の変化への対応

人口の見通しでは、今後も減少が続き、年少人口と生産年齢人口の減少による少子高齢化が一層進むと予測されています。

この人口減少・少子高齢化は、行政サービスに求められるニーズに変化をもたらすものと考えられ、公共施設等に求められるニーズへの影響を注視し、品質及び保有量ともに適正な公共施設等のあり方を検討していくことが必要と考えられます。

(3) 財政負担の軽減・平準化

財政状況については、震災の復興のため一時的な予算規模の増大はあるものの、依然として厳しい状況が見込まれており、さらに、公共施設等の老朽化も進行し、これらの更新等の経費も増加していくと予想されます。

公共施設等のあり方の検討においては、利用状況等についても検討し、施設総量の適正化を図るとともに、今後も利用するとしたものについては、ライフサイクルコスト^(注6)を意識した効果的かつ効率的な維持管理・修繕等を行い、公共施設等を長く使っていくことにより更新頻度を減少させ、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要と考えられます。

(注 6) ライフサイクルコスト：公共施設等の計画、設計から竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを生涯と定義して、その全期間に要する費用をいう。Life cycle cost を略しLCC という。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に当たっては、前記「第3 4 現状や課題に関する基本認識」の下に、以下の実施方針を踏まえ施設類型ごとに基本的な方針を定め、性能の向上、長寿命化、維持管理経費の縮減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指します。

(1) 点検・診断等の実施方針

経年劣化や損傷を把握するための日常点検、専門的な見地から状況把握を行うための定期点検及び法定点検、故障や事故など突発的な事象に対応するための緊急点検など、適切な時期に点検・診断を実施することはもとより、点検・診断等の記録を整備し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新等を含む老朽化対策等に活かしていくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

適切な時期に修繕・更新等を実施します。また、「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づく省資源・省エネルギーの推進及び新エネルギーの活用等により、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。

これまでの維持管理・修繕等は、施設の機能や性能に明らかな不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」を行ってきましたが、今後は、点検・診断等により施設の現状を把握した上で状況を評価し、損傷が軽微である早期段階に予防的な対策を実施することで機能の保持と回復を図る「予防保全」の考え方を取り入れます。

さらに、耐用年数や劣化進行の予測などをもとに、最適な保全による長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を目指した「計画的な保全」を実施します。

更新等は、真に必要な施設を対象に実施することで、財政負担の軽減を図ります。

なお、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP^(注7) / PFI^(注8) の活用についても国の指針等に基づき、必要に応じて検討^(注9) するものとします。

(注7) PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。

(注8) PFI：公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことをPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）といい、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

(注9) PPP/PFI手法の導入の検討に当たっては、国が示した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年改訂版）や、県の「PPP/PFI手法導入の優先的検討実施要領（平成29年4月1日施行）」に記載の対象事業の基準、検討方法、公表対象事項等に基づき、担当部署が定めるところによるものとする。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設の安全性を確保できない損傷等を発見した場合は、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講じるとともに、類似の施設についても緊急的に点検・診断等を実施し、安全確保に努めます。

また、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない公共施設等については、立入禁止措置や除却等を行い、安全確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設等は災害発生時の救護・支援活動施設、緊急輸送施設、緊急避難施設及び防災拠点施設となることから、平常時の安全だけでなく災害時の機能確保を図るため、耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・診断等に併せて利用状況及び稼働率等の調査を行い、今後も長く使い続け、県民サービスを提供していく必要があると判断される公共施設等については、「第3.5.(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針」で述べた「予防保全」「計画的な保全」の考え方を取り入れながら効果的かつ計画的な保全を実施し、長寿命化を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

人口減少・少子高齢化による県民ニーズの変化、厳しい財政状況などから、適切な行政サービスを維持していくためには、公共施設等の規模の適正化を図る必要があります。

耐用年数による更新時期又は適切な時期を見極め、低利用施設の統廃合、市町村等や民間の施設の利用及び合築などにより、施設総量の適正化を目指します。

なお、用途廃止がなされ未利用となっている公共施設等は、県はもとより地元市町村等での利活用計画がない限り、解体・撤去を図り、施設総量の適正化を推進します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

財産管理者自らが経営的視点に立ち、施設類型ごとの管理に関する研修や国・市町村等との情報交換等を行い、マネジメントの意識や技術力の向上に努めることにより、適正な管理体制の構築を図ります。

6 脱炭素化の推進

「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、公共施設において太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入や断熱性能の向上、高効率機器^(注10)の導入による省エネルギー対策を進めます。また、県有建築物の ZEB^(注11)化を進め、脱炭素化に努めます。

7 ユニバーサルデザイン化の推進

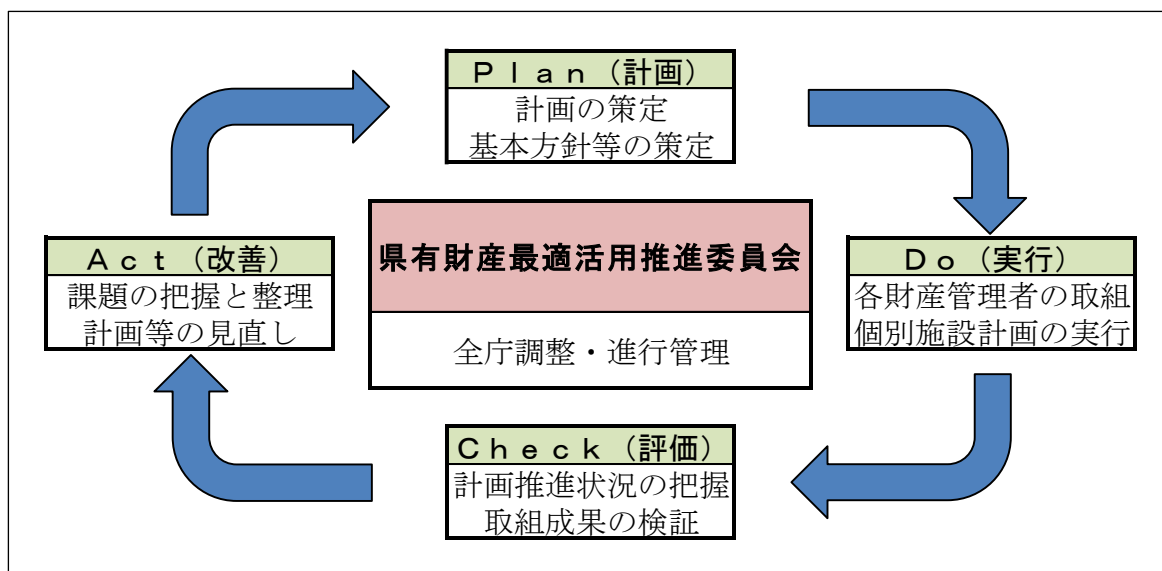
「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」及び「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、すべての人が安全・安心に利用できるよう公共施設等におけるユニバーサルデザインの導入を推進します。

8 フォローアップの実施方針

本計画については、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況、施設類型ごとの個別施設計画を策定し、進捗状況等踏まえながら、PDCA サイクルにより、必要に応じて計画の見直しを実施します。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことにより、継続的に改善する。

図 3-7 フォローアップのイメージ



(注10) 高効率機器：エネルギー消費効率が良く、省エネ性が高い機器。

(注11) ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル^(略称)。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことである。

9 これまでに行った取組

公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年3月に庁舎等建物施設に係る個別施設計画を策定しました。

個別施設計画では、予算の平準化に向けて工事・改修等を予定する建物施設に対し優先度判定を実施し、長期的な予算の執行予定や建物施設の修繕サイクルを管理する取組みを行っています。

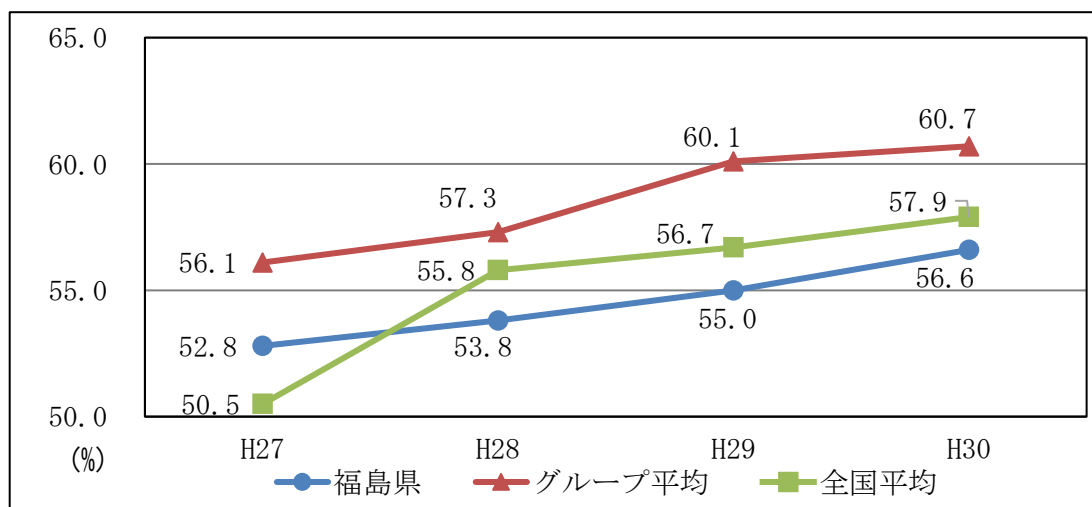
10 有形固定資産減価償却率の推移

本県の有形固定資産減価償却率^(注12)は、平成27年から平成30年までは年々増加傾向にあります。平成28年から平成30年までは、全国平均及びグループ平均^(注13)よりも下回っています。

平成30年度は、本県が56.6%、全国平均が57.9%、グループ平均が60.7%と本県はグループより4.1%低く、グループ内でも比較的低い位置にいます。この要因としては、東日本大震災で被災した建物の復旧・建替や復興関連施設を整備していることが考えられます。

今後はセグメント分析を行い、その情報を公共施設のマネジメントに活用していくことが検討課題です。

図3-9 有形固定資産減価償却率の推移



1) 総務省 HP H30 年度財政状況資料集 有形固定資産減価償却率から算出

(注12) 有形固定資産減価償却率: 償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができます。算出式は以下のとおりです。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

(注13) グループ平均: 都道府県ごとの財政力指数に基づき全国の都道府県を5つのグループ及び東京都に分類したものを示します。本県は、財政力指数 0.500~1.000 未満のBグループに分類されます。

11 地方公会計（固定資産台帳）の活用

公共施設等の管理を計画的・効率的に進めて行くため、固定資産台帳を活用して施設の現状分析等を行い施策に反映できるように検討していきます。

12 広域連携

自治体等 FM 連絡会議福島県地域会等において、各市町村と公共施設に関する情報共有を図ります。

またインフラ施設に係る「道路長寿命化計画」「橋梁長寿命化修繕計画」など各種計画との整合性を図るとともに国や市町村と情報共有を積極的に行い、それぞれの関係部署と連携し、管理の在り方や施設の有効活用等について検討していきます。

第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 農林水産施設

項目	類型	農業関連施設	地すべり保全施設	治山施設	海岸保全施設
保有量		防災ダム 6基 農業用利水ダム 6基	地すべり防止区域 40か所	治山ダム 約5,367基 地すべり防止区域 40か所	海岸保全施設 20海岸
現状や課題に関する基本認識		定期的に施設機能診断を実施し、更新計画を立て、予防保全・整備補修・更新を進めているが、トータルコストを抑えた適時・適切な保全対策が求められています。	設置から40～50年経過している施設も多く老朽化が懸念されています。地下構造物が多いため、老朽化度合いの判断が困難な状況です。	治山施設には、設置から相当の年月が経過したものがあるほか、積雪寒冷地帯や海岸部等の自然条件の厳しい箇所に整備されたものもあり、経年劣化その他様々な要因により、施設の劣化、損傷等が生じるおそれがあります。このため、周辺の森林の状況等も踏まえた施設の点検・診断の効率的な実施や、新たな山地災害の発生リスクを分析し、施設の機能強化等の必要性や内容について検討する必要があります。	東日本大震災津波により被災し、現在、災害復旧事業で復旧工事を進めています。
点検・診断等の実施方針		施設管理者が日常点検、機能保全計画に基づく施設の監視を実施するとともに、その他の施設においては、施設特性に応じた適切な点検・監視の方法等を検討し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、点検結果や診断結果のデータベース化を進めます。	日常点検や非常時点検を実施し、状況により施設劣化診断を実施します。また、点検結果や診断結果のデータベース化を進めていきます。	治山施設個別施設計画に基づき施設の状況に応じて、1～5年程度の頻度で点検・診断を実施します。また、人家に近接する施設等は状況に応じて緊急点検を実施します。	2ヶ月に1回程度の定期点検、高潮警報等の異常な天然現象発生時の臨時点検を実施します。また、点検結果のデータベース化を進めていきます。
維持管理・修繕・更新等の実施方針		施設ごとの機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施します。その他の施設については、点検・診断結果を反映した施設管理計画の作成を促し、計画的な対策を進めるよう、各施設管理者の意識の醸成を図っていきます。	施設ごとの点検結果から判断し、適時・適切な保全対策を実施します。また、点検診断結果を反映した、個別施設計画の作成を行い、最適な投資ができるよう努めていきます。	治山施設個別施設計画で要対策と判定されたものについて、優先的に対策を実施します。	海岸保全施設に対し、点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ、今後増大が見込まれる海岸保全施設の維持管理に要する経費に対し、コスト縮減と必要予算の平準化を行います。
安全確保の実施方針		施設管理者等による点検、監視により著しい変状が確認された場合、施設の診断・調査により対策時期、対策工法などの見直しを行い、適時・適切な対策を実施し、安全性の確保に努めます。	定期点検や臨時点検等で施設への侵入等の恐れがある場所については、適宜、侵入防止対策を実施しています。	人家に近接する施設等は状況に応じて緊急点検を実施します。	点検、監視により定期的に確認し、施設の診断・調査により対策時期、対策工法などの見直しを行い、適時・適切な対策を実施し、安全性の確保に努めます。
耐震化の実施方針		耐震調査の結果、健全な状態であることが確認されましたので、実施予定はありません。	実施の必要なし。	該当なし	耐震化の必要性がある施設については、計画的に耐震化を実施していきます。
長寿命化の実施方針		定期的な点検、監視により、適時・適切な保全対策を進めていくことで、長寿命化が図られるよう努めます。	定期的な点検監視のほか、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、計画的な維持計画を行っていきます。	施設の機能低下を未然に防止するため、治山施設個別施設計画に基づき対策を実施します。	定期的な点検、監視により、適時・適切な保全対策を進めていくことで、長寿命化が図られるよう努めます。
統合や廃止の推進方針		ダム等基幹的な施設については、地域営農に不可欠な施設であり、統廃合の見込みはほとんどないが、国営や県営事業等の導入時に、必要に応じて施設の統廃合を行います。	該当なし	該当なし	統合や廃止を行うことが適当であると認められた施設が発生した場合には、関係者の意見を聞きながら検討を進めていきます。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針		市町村、土地改良区と連携し、基幹的な施設から末端の施設までの一連の農業水利施設としての管理を検討していく体制として「福島県施設管理協議会」を設け、計画的な管理に取り組んでいきます。	該当なし	市町村や森林所有者と連携するとともに、国や他県との情報交換等により効果的で効率的な計画となるよう努めます。	海岸保全施設を管理している庁内各課との連携を強化し、維持管理の効率化に努めます。

2 道路施設

項目 \ 類型	橋梁	トンネル	シェッド・シェルター
保有量	4,604 橋	154 か所	172 か所
現状や課題に関する基本認識	橋梁の多くは高度経済成長期に建設され、施設の老朽化が進む中、重大な事故が発生するリスクが高まっており、施設の機能を維持するため、より一層の適正な維持管理を実施していく必要があります。	今後、トンネルの老朽化に伴う維持管理費用が増加するものと想定されるため、限られた予算の中で、一定のサービスレベルを保ちながら道路施設を管理していくために、予防保全型の維持管理を計画的に実施していく必要があります。	1990 年代に供用開始した施設数が全体の 51%を占め、今後、施設老朽化の大幅な増加が懸念されます。限られた予算の中で、一定のサービスレベルを保ちながら道路施設を管理していくために、予防保全型の維持管理を計画的に実施していく必要があります。
点検・診断等の実施方針	「道路橋定期点検要領」に基づき、日常的なパトロールに加え、5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を 4 つの判定区分に診断します。	「道路トンネル定期点検要領」に基づき、日常的なパトロールに加え、5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を 4 つの判定区分に診断します。	「道路橋定期点検要領」に基づき、日常的なパトロールに加え、5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を 4 つの判定区分に診断します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、「予防保全型の管理」を推進し修繕・掛け替えに要する費用の縮減、予算の平準化を図ります。		
安全管理の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図ります。		
耐震化の実施方針	「緊急輸送路」や「跨線橋・跨道橋」について優先的に耐震化を実施します。	該当なし	
長寿命化の実施方針	平成 22 年度に策定（平成 24 年度改定）した「福島県橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて計画的に保全・更新します。	平成 24 年度に策定した「福島県道路長寿命化計画 第 4 トンネル部門」に基づいて計画的に保全・更新します。	平成 26 年度に策定した「福島県シェッド・シェルター長寿命化修繕計画」に基づいて計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進します。		
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	道路メンテナンス会議を通じて、国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図ります。		

項目 \ 類型	舗装	小規模構造物
保有量	5,696.6 km	道路延長 約 5,723km の付属物等
現状や課題に関する基本認識	早急に補修が必要な MCI3 以下の区間が約 700 km（約 13%）存在し、一般に補修が必要とされる MCI4 以下の区間を合わせると約 1,826 km（約 34%）に達します。限られた予算の中で、効率的な維持管理が必要となっています。	高度経済成長期の道路整備にあわせて、整備されている施設が多く、老朽化が進む中、重大な事故が発生するリスクが高まっており、施設の機能を維持するため、より一層の適正な維持管理を実施していく必要があります。
点検・診断等の実施方針	日常的なパトロールに加え、3～5 年に 1 回、路面性状調査を行い、MCI 値の推移を把握しています。	日常的なパトロールに加え、5～10 年に 1 回、「小規模付属物点検要領」、「付属物（標識、照明施設等）点検要領」等を参考に定期点検を実施します。
維持管理・修繕・更新等の実施方針	原則として MCI3 以下かつ日交通量が 1,000 台以上の区間について舗装補修を実施し、その他の区間についてはパッチングやシール材注入といった日常の維持補修で対応することとしています。	点検の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、修繕・更新を実施します。
安全管理の実施方針	日常の道路パトロールや路面性状調査により損傷状況を把握し、路線の重要度、交通量等により優先性を判断し、舗装補修工事や単契による維持補修を行い安全確保を図ります。	パトロールや点検により、損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い、安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	該当なし	
長寿命化の実施方針	平成 22 年度に策定（平成 26 年度更新）した「福島県道路長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。	点検結果に基づいて計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	該当なし	供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進します。
総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	路面性状調査により舗装の劣化進行具合を推定するとともに、舗装管理システムに、補修履歴を蓄積することで、適時適切な舗装補修の実施を図ります。	日常的なパトロールを通して、状況を把握するとともに、新たな技術等を取り入れるなど、適正な修繕・更新を図ります。

3 河川施設

項目 類型	河川施設
保有量	水門・樋門・管渠等 549 施設
現状や課題に関する 基本認識	福島県の河川管理施設は、今後5年間にその半分以上が設置後30年以上となり、老朽化が懸念され、施設の機能を維持するため適正な維持管理を実施していく必要があります。
点検・診断等の実施方針	日常的な河川パトロールに加え、「河川等施設維持管理計画」(H22.2)に基づき、管内施設を5年で全て点検を実施します。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	点検・診断の結果、損傷の著しいところを予算要求し、次年度に補修しています。今後策定する長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を行っていきます。
安全管理の実施方針	河川パトロールや河川巡視・点検により損傷状況を把握し重要度、第三者被害への被害の大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	未定
長寿命化の実施方針	長寿命化計画(平成28年度から策定に着手し平成29年度策定の予定。)に基づき長寿命化を図ります。
統合や廃止の推進方針	使用しなくなった施設については、安全の観点から撤去します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県の情報を収集して、新たな技術を取り入れるなど、効率的な長寿命化を進めます。

4 ダム施設

項目 類型	ダム施設
保有量	12基(裏磐梯三湖、猪苗代湖の2湖沼も含む)
現状や課題に関する 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、必要最低限の予算内で、定期点検及び小規模な維持補修を実施しながら、ダムの運用に支障が出ないように適正な維持管理に努めています。 ・ダムについては、長寿命化計画を策定する必要があります。 ・策定する長寿命化計画に基づき、維持管理及び設備更新等を効果的かつ効率的に推進し、維持管理に要する費用の平準化を図る必要があります。 ・ダム設備の老朽化により、想定外の故障が増加しており、大規模な修繕等の対策を実施する必要があります。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム操作規則(細則)」に基づき日常的な巡視、計測を実施、各設備についても点検を年1回実施し、また、3年に1回定期検査を実施し経年変化等を診断し、適正な維持管理に努めていきます。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等の結果を基に、施設の機能維持のため、ライフサイクルコストを考慮し予防保全型の管理を行っています。 ・策定する「ダム長寿命化計画」に基づき、維持管理及び設備更新等を効果的かつ効率的に推進し、維持管理に要する費用の平準化を図っていきます。
安全管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な巡視、点検により異状を把握し、ダム機能の重要度により優先順位を付け、修繕等を行い安全確保を図っていきます。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各ダムにおいては十分な耐震性を有していますが、大規模な地震に対しては、各ダムの特性を考慮し、必要に応じて耐震性能照査及び耐震対策を進めていきます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・策定する「ダム長寿命化計画」に基づき、長期的視点を踏まえ、ダムの維持管理及び設備更新等を効果的かつ効率的に推進し、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行い、各ダムの特性に応じた計画的な維持管理等を図っていきます。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理事務所を廃止、建設事務所、土木事務所へ統合しています。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理に係る講習会等への参加やダム管理担当者会議を実施し、職員の管理技術の集積・研鑽に努めていきます。 ・策定する「ダム長寿命化計画」を活用しながら他のダム管理職員と情報共有等を行い、維持管理を実施していきます。

5 砂防施設

項目 類型	砂防設備（砂防堰堤）	急傾斜地崩壊防止施設	地すべり防止施設	雪崩防止施設
保有量	1,103基	420カ所	61カ所	5カ所
現状や課題に関する 基本認識	整備完成後30年以上経過している砂防堰堤が全体の半数以上を占めており、今後益々施設の老朽化が進む中、施設の機能・性能を維持するため、計画的かつ適切な維持管理を実施していく必要があります。	現在、対象施設の点検は、年1度の全施設定期点検と震度4以上の地震発生に伴う対象施設の緊急点検を実施していますが、事業概成に伴う点検対象施設の増加に伴い、限られた期間での的確且つ、個人差の少ない点検・評価を実施するために統一的な点検法とその結果評価が必要です。		
点検・診断等の実施方針	「福島県砂防設備点検マニュアル」に基づき、施設の状況に応じて1年、3年以内、6年以内の頻度で定期点検を実施します。点検方法については、施設の外観及び施設周辺の状況を目視により把握し、健全度を5つの判定区分に診断します。	「砂防指定地等の点検に関する実施要領」に基づき、施設の点検を実施します。 なお、平成28年度に点検マニュアルを策定し、平成29年度から施設の状況に応じた点検頻度を基に点検し、施設の健全度を評価します。		
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	損傷が軽微である初期段階で砂防設備の機能及び性能を的確に把握し、計画に基づき必要最小限の修繕等を適切に実施する「予防保全的な維持管理」に移行し、砂防設備の「修繕等にかかるライフサイクルコスト予算の縮減と平準化」と「機能・性能の長期保持」を図ります。	対策箇所の気象・地形・保全対象物等の現地条件、各種対策工の劣化や損傷状況の評価に応じて、点検サイクル及び対応を経過観測・維持・修繕・改築・更新に分類・整理し、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。		
安全管理の実施方針	点検や巡視により損傷状況を把握し、保全対象との距離が近い箇所（200m以内）や土石流危険渓流の最下流堰堤、要配慮者利用施設を保全対象に含む箇所など、保全対象への影響を考慮し優先順位をつけ、修繕工事等を行い安全確保を図ります。	定期点検や、地震時の緊急点検により損傷状況を把握し、保全対象物の戸数、重要度に応じて優先順位を決め、修繕工事等を行い安全確保を図ります。	定期点検により損傷状況を把握し、保全対象物の戸数、重要度に応じて優先順位を決め、修繕工事等を行い安全確保を図ります。	
耐震化の実施方針	実施予定はありません。			
長寿命化の実施方針	平成27年度に策定した「福島県砂防設備長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。	平成28年度策定予定の「福島県急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。	平成28年度策定予定の「福島県地すべり防止施設長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。	平成28年度策定予定の「福島県雪崩防止施設長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	実施予定はありません。			
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県との情報交換を行い、砂防堰堤の劣化予測等新たな知見が示された場合には、より効果的効率的な計画となるよう現計画の見直しを図ることとします。	メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見や、ノウハウについては、各施設を管理・所管する者（国土交通省、都道府県、市町村等々）の間で相互に共有を図り、それらを基準類に反映させていくことで、維持管理・更新等に保わる取組の更なる高度化を図ります。		

6 港湾施設

項目 類型	港湾	漁港
保有量	7 港	10 港
現状や課題に関する 基本認識	東日本大震災により湖南港を除くすべての港湾施設が被災したため、計画の大幅な見直しが必要となりました。復旧工事が完了した港湾から長寿命化計画の策定を行う予定です。	漁港における機能保全計画の基礎調査や策定は災害復旧が完了した漁港から順次、補助事業で実施していく予定です。
点検・診断等の実施方針	日常パトロールに加え、「維持管理計画書」に基づき定期点検を実施します。維持管理計画書未策定の施設については、「港湾施設の点検診断ガイドライン」に基づき点検を実施していきます。	漁港については、機能保全計画における日常管理計画に基づき点検・診断等を実施します。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	「維持管理計画書」による点検・診断の結果、劣化度、性能低下度を判定し、維持管理計画の更新を行います。また、ライフサイクルコストを踏まえ、修繕等に要する費用の平準化を図ります。	漁港については、機能保全計画に基づき、計画的に所要の対策を進めます。
安全管理の実施方針	パトロールや点検により劣化度、性能低下度を把握し、施設の重要度、老朽化状況等、優先順位をつけ、修繕工事や立入の制限を行い安全確保を図ります。	機能保全計画及び長寿命化計画に基づき、計画的に所要の対策を進め、安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	耐震化が必要な施設はありません。	漁港については、主要な岸壁・防波堤で耐震化を実施します。
長寿命化の実施方針	平成 27 年度までに策定した「維持管理計画書」に基づいて計画的に保全・更新します。	漁港については、機能保全計画（平成 29 年度までに策定）に基づいて計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	供用を廃止した公共施設等については、安全確保の観点から撤去を推進します。	
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図ります。	

7 空港施設

項目 類型	空港施設
保有量	1港
現状や課題に関する 基本認識	福島空港は、平成5年3月の開港から26年が経過し、開港当時に整備した様々な施設や特殊車両などの老朽化が著しい状況にあることから管理運営に支障を来さぬよう計画的な更新が必要となっています。
点検・診断等の実施方針	飛行場面の点検は「福島空港飛行場面管理要領」に基づき、毎日2回/日実施しています。また、滑走路等基本施設は、「福島空港維持管理更新計画」に基づき、巡回点検、緊急点検、定期点検を実施しており、航空灯火・電気施設の点検は、「飛行場灯火施設保守要領」「予備自家発電」「自家用電気工作物保安規程」に基づき定期保守、緊急保守を実施しています。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、「予防保全型の維持管理」を推進し修繕・更新に要する費用の縮減、予算の平準化を図ります。
安全管理の実施方針	各種点検により損傷状況を把握し、航空機の運航や安全性・定時性に直接的に影響があり、重要度が高い空港基本施設である滑走路・誘導路・エプロンや航空灯火・電源局舎等は優先的に修繕工事を行い、航空機の乗客乗員の安全の確保を図ります。
耐震化の実施方針	耐震化が必要な施設等の中で福島空港が大規模地震発生時に空港施設の機能（旅客や支援助資輸送）を維持するうえで重要な空港基本施設を優先的に耐震化を実施します。
長寿命化の実施方針	滑走路等空港基本施設は、平成22年度に策定した「福島空港舗装長寿命化計画」に基づいて計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	空港施設メンテナンスブロック会議を通じて、国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図ります。

8 公園施設

項目 類型	公園施設
保有量	都市公園 17 公園
現状や課題に関する 基本認識	本県の都市公園は、設置から 25 年以上が経過した公園が約 3 割を占め、公園施設の老朽化が顕在化していることから、適正な維持管理による機能維持、公園利用者の安全確保とともに、利用形態や利用者ニーズの変化に対応した施設更新を図っていく必要があります。
点検・診断等の実施方針	国の指針や関係法令で定められた定期点検（遊戯施設 1 回/年、建築物 1 回 3 年等）や健全度調査（1 回/5 年）により、緊急度 3 段階、施設健全度 4 段階で診断します。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	長寿命化対策を取り入れたライフサイクルコストの算定結果に基づき、計画的に延命化対策や更新を進める予防保全管理型施設と経年による機能低下が認められた時点で撤去・更新を行う事後保全型管理施設に分類し、総合的にライフサイクルコストの縮減を図ります。 なお、自然環境等を要因とした損傷・劣化の状況変化が認められた場合は、適宜、対策を施し公園利用者の安全確保を図ります。
安全管理の実施方針	指定管理業務、公園管理業務委託における日常点検により、施設の劣化、損傷を把握し、利用禁止措置による事故予防対策の後、状況に応じた修繕・補修を行い、公園利用者の安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	現時点で、耐震化を要する公園施設はありません。
長寿命化の実施方針	令和 3 年度に策定した「福島県公園施設長寿命化計画」に基づいて計画的に補修・更新を進めます。
統合や廃止の推進方針	都市公園法第 16 条（都市公園の保存）に基づき、現有施設を維持します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	全国公園緑化緑地保全主管課長会議、北海道・東北地区都市公園事業担当者会議を通じて、国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図ります。

項目 類型	自然公園施設
保有量	公衆便所 5 カ所 避難小屋 6 カ所 橋梁 3 橋等
現状や課題に関する 基本認識	自然公園施設は比較的小規模のものが多く、気象条件の厳しい場所に分散して立地しているため、管理が難しい状況にある。今後、施設の老朽化が進む中、施設の機能・性能を維持するため、計画的かつ適切な維持管理を実施していく必要がある。
点検・診断等の実施方針	環境省の自然公園等施設技術指針（令和 2 年 2 月改定）に基づき点検を実施いたします。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	長寿命化対策を取り入れたライフサイクルコストに基づき、計画的に延命対策や更新を進める予防保全管理型施設と経年による機能低下が認められた時点で撤去・更新を行う事後保全型管理施設に分類し、総合的にライフサイクルコストの縮減を図ります。なお、自然環境等を要因とした損傷・劣化が認められた場合は、適宜、対策を施し自然公園利用者の安全確保を図ります。
安全管理の実施方針	直営及び業務管理委託による日常点検により、施設の劣化、損傷を把握し、状況に応じた修繕・補修を行い、自然公園利用者の安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	実施の予定はありません。
長寿命化の実施方針	個別施設計画に基づき計画的に保全・更新します。
統合や廃止の推進方針	実施の予定はありません。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど効率的な長寿命化推進を図ります。

9 下水道施設

項目 類型	下水処理場	下水管渠
保有量	4か所	138.67km
現状や課題に関する 基本認識	最も古い処理場は供用開始後25年以上が経過しており、これまでも日常点検や定期点検、修繕、オーバーホール等を実施してきました。しかしながら、主要部分の経年的な老朽化及び施設全体の劣化も著しく、維持管理費用が嵩んできていることから、ストックマネジメント計画を策定し、持続可能な下水道事業を実施していく必要があります。	最も古い管渠は供用開始後30年以上が経過しており、標準耐用年数は50年となっているが、硫化水素の発生等による環境条件によって、一部劣化が認められる箇所が生じてきています。このため、管渠等の破損による道路陥没・不明水防止・環境保全の観点からも施設機能を維持するため、より一層の適切な維持管理により、持続可能な下水道事業を実施していく必要があります。
点検・診断等の実施方針	下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づく点検・調査、を実施します。	
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築を実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減、事業費の標準化を図ります。	
安全管理の実施方針	パトロールや点検により施設の状況を把握し、緊急度や施設の重要度、第三者被害等により優先順位をつけ、修繕工事等を行い安全確保を図ります。	
耐震化の実施方針	「流域下水道耐震補強計画」に基づき計画的に耐震化を実施します。	
長寿命化の実施方針	ストックマネジメント計画に基づき、膨大な施設の状況を把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理します。	ストックマネジメント計画に基づき、膨大な施設の状況を把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理します。
統合や廃止の推進方針	現施設を継続運用することを基本として管理していきます。 なお、県中処理区（県中浄化センター内）の汚泥溶解施設については、施設解体のための除染作業について東電と協議中であり、協議完了後（除染作業後）施設解体を行います。	災害時等を踏まえ、ネットワーク化して効率的運用を図ります。 なお、県北処理区の右岸幹線供用開始後に不要となる徳江水管橋等については、施設を廃止し、撤去等を行います。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な長寿命化の推進を図ります。	

10 防災通信施設

項目 類型	防災通信施設
保有量	統制局 1 か所、中継局 16 か所（うち反射板 7 か所）、支部局 8 か所、端末局 130 か所
現状や課題に関する 基本認識	防災通信施設は、更新基準年数を超過した通信機器について、適宜、更新を進めていく必要があります。
点検・診断等の実施方針	防災通信施設の定期点検（年 1 回以上）を実施し、老朽化等の状況を的確に把握します。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	更新基準年数が定められたものについては、基準に基づき、計画的に更新するほか、点検の結果、修繕・更新の必要性が高いと認められるものについては、更新基準に係わらず、優先的に修繕・更新を行います。
安全管理の実施方針	点検・診断等により重大な危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等の措置を講じるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施します。
耐震化の実施方針	耐震化の必要はありません。
長寿命化の実施方針	防災通信施設の故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度を維持する措置等の取組を推進します。
統合や廃止の推進方針	公所等統廃合の実情を踏まえ、必要性の低減したものは撤去、又は移設し、ストックの適正な管理を推進します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	国や他県との情報交換を行い、新たな技術等を取り入れるなど、効率的な整備、維持管理を図ります。

11 工業用水道事業施設

項目 類型	工業用水道事業施設
保有量	浄水場 3 か所、導水路 38,144m、配水路 73,375m
現状や課題に関する 基本認識	昭和 37 年度に磐城工業用水道により給水を開始して以来、令和 3 年 4 月現在では 5 工業用水道によりいわき及び相馬の 74 事業所に給水を行っています。これまでも施設の維持修繕・更新を実施してきましたが、今後も施設の大規模な老朽化を迎えるため、計画的な更新による経費の削減や平準化の必要があります。あわせて工業用水道の安定供給に向けた施設の耐震化が必要です。
点検・診断等の実施方針	「工業用水道維持管理指針 2015」（日本工業用水道協会）に基づき点検・診断等を適切に実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	「工業用水道維持管理指針 2015」（日本工業用水道協会）及び「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針（平成 25 年 3 月）」に基づき維持管理・修繕・更新を適切に実施していきます。
安全管理の実施方針	点検・診断等により危険性が認められる場合は、重要性や緊急性を踏まえ、必要な対策を実施していきます。
耐震化の実施方針	「工業用水道維持管理指針 2015」（日本工業用水道協会）に基づき、施設の耐震対策を適切に実施していきます。
長寿命化の実施方針	定期的な点検により劣化の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕工事を実施することで、施設の長寿命化を図っていきます。
統合や廃止の推進方針	好間工業用水道のいわき市への譲渡に係る協議を進めていきます。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	企業局本局と事業所との連携強化・情報共有のため、定期的な「事業執行打合せ」を実施していきます。

12 交通安全施設

項目 類型	交通安全施設
保有量	信号機 4,023 基、大型道路標識 3,035 基、光ビーコン 215 基、監視カメラ 51 台、 交通情報板 126 基
現状や課題に関する 基本認識	交通安全施設は、更新基準年数を超過した信号制御機をはじめ、信号柱や信号灯器、 標識柱等の老朽化が進んでおり、倒壊等の事故が懸念されることから、適宜、更新を 進めていく必要があります。
点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスサイクル(点検、診断、修繕、更新、データ化)に基づき、交通安全施設 の定期点検を実施し、老朽化の状況を的確に把握します。 ・交通安全施設の情報をデータにより管理するとともに、必要に応じて点検方法の見 直しを行い、定期点検の効率化・合理化を図ります。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・更新基準年数が定められたものについては、基準に基づき、計画的に更新するほか、 点検の結果、更新の必要性が高いと認められるものについては、更新基準に係わら ず、優先的に修繕・更新を行います。 ・点検結果及び修繕結果をデータ化し、データを基に計画的、効率的な維持管理を行 います。
安全管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断等により重大な危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等の措置を講 じるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても 早急に点検や予防的措置を実施します。
耐震化の実施方針	耐震化の必要はありません。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持 するため、周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度、防錆及び着 雪防止効果を高める措置等の取組を推進します。
統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の新設については、警察庁で定める「信号機設置の指針」を参考に、真に必 要性の高い場所に限定し、既設の信号機については、利用状況や地域の実情を踏ま え、必要性の低減したものは撤去、又は移設し、ストックの適正な管理を推進しま す。 ・その他の安全施設については、社会情勢や交通状況等の変化に応じて、設置及び撤 去を検討します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に担当者会議を開催することにより、情報共有を図り、連携を強化します。

13 学校

項目 類型	県立学校施設
保有量	高等学校 88 校 中学校 2 校 特別支援学校 23 校 その他管理財産（廃校施設）5 校
現状や課題に関する 基本認識	昭和 40 年代から 50 年代にかけての生徒急増期に一斉整備された学校施設が多く、築年数が 30 年以上の施設が全体の約 7 割を占め、老朽化が進む中、改築及び改修需要の抑制を図る必要があるため、施設保有量の最適化を進める必要があります。
点検・診断等の実施方針	建築基準法等に基づく法令点検と日常的に行う自主点検を実施する他、築 45～50 年を経過した建築物を対象とした構造体劣化調査を実施します。
維持管理・修繕・等の 実施方針	構造体劣化調査や施設の部位別劣化度調査により、整備の優先順位付けを行い、老朽度に応じた整備方法を選択することで将来の施設マネジメントの対応を検討します。
安全管理の実施方針	学校保健安全法第 27 条の規定に基づく学校安全計画を策定し、施設及び設備の安全点検等を実施しています。点検等により危険箇所が判明した場合は応急的対策を講じます。
耐震化の実施方針	学校施設の構造体に係る耐震化は完了しておりますが、今後は「県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき、非構造部材（天井、建具等）の減災化を計画的に進めていきます。
長寿命化の実施方針	「福島県立学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化に向けた計画的な補修・更新を行います。
統合や廃止の推進方針	「県立高等学校改革前期・後期実施計画」並びに「第二次福島県立特別支援学校全体整備計画」に基づき、統合・廃止についての方針を決定します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	教育庁において、学校管理者や関係部局と情報共有を密にしながら連携強化を図り、①施設の実態把握②適切な予算管理③円滑な営繕工事を行うことで、教育財産の効率的なマネジメントに努めます。

14 公営住宅

項目 類型	公営住宅
保有量	県営住宅 8,097 戸、特別・準県営住宅 127 戸、復興公営住宅 486 戸
現状や課題に関する 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯の増加に対応したバリアフリー化等の推進 ・住宅の基本的な性能向上の推進 ・空き家確保が困難な状況における老朽化対策の推進 ・入居世帯と住戸面積の不一致（ミスマッチ）の解消
点検・診断等の実施方針	日常の目視確認、定期的な点検（法定点検）、改修内容ごとの改善周期による点検、災害時や気象条件など必要に応じて緊急的に行う点検等を行います。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法的義務のある計画修繕を実施します。 ・予防保全的な計画修繕を実施します。 ・速やかな経常的修繕を実施します。 実施に当たり、財政状況が厳しさを増しているため、事業量の平準化や工事費の縮減、限られた予算内で最大限の事業効果を発揮するよう努めます。
安全管理の実施方針	外壁の落下防止や既設エレベータの安全確保、耐震化の事前防災・減災対策を最優先とし、安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	県営住宅は耐震基準 A 判定又は新耐震基準を満たしており、適正に管理していきます。
長寿命化の実施方針	既設県営住宅等を適切な居住環境に保ち、今後も効率的・効果的に長期間にわたって活用していくため、予防保全の観点から各住棟ごとに活用計画及び修繕・改善計画を定め、長寿命化に向けた計画的な維持管理を実現します。
統合や廃止の推進方針	活用方針を用途廃止とした住戸は、年次計画を策定し、早期用途廃止に計画的に取り組みます。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	社会情勢、居住ニーズ、財政事情等の変化、建物劣化の進行度や技術開発の動向等、本県を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて柔軟に「福島県営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、効率的な長寿命化の推進を図ります。

15 県立病院事業施設

項目 類型	県立病院事業施設
保有量	5 病院、1 診療所
現状や課題に関する 基本認識	県立病院には、経営の効率化とともに医療提供体制の維持や医療の高度・専門化などの課題に的確に対応し、県民にとって安全で安心な医療を継続して提供していく使命があります。病院の建物については、築後 50 年を経過し、建物・施設面での老朽化が進んでおり、修繕費用等維持経費の増大が懸念されます。
点検・診断等の実施方針	各病院等では、施設管理の外部委託等により、法令等に基づく定期検査の実施、日常点検を行っており、その結果を維持管理に活用します。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	当初予算策定時に大規模な修繕等が特定年度に集中しないよう平準化を図ります。(費用対効果の観点等も踏まえ計画的な修繕となるよう調整を行います。)
安全管理の実施方針	点検・診断等により危険があると判断した場合、緊急的な修繕の実施など必要な措置を行います。
耐震化の実施方針	病院局が所管する病院・診療所の建物は、耐震性を確保済みです。
長寿命化の実施方針	点検・診断結果を活用し、計画的な整備を進めることにより、施設の長寿命化に努めます。
統合や廃止の推進方針	地域における医療提供体制を維持し、公的医療機関の役割を果たしていく必要があることから、現行の体制を維持していきます。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	引き続き、各施設の状況の情報収集を行い、維持管理の在り方の検討を行っていきます。

16 庁舎等その他の県有建物

項目 類型	庁舎等その他の県有建物
保有量	総延べ床面積 約 92 万㎡
現状や課題に関する 基本認識	計画的な保全がなされていないため、漏水、外壁の損傷、設備機器の不具合など、早急に修繕を要する建物があります。また、将来の人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえた、今後の建物施設の利用計画について、十分な検討がなされていません。さらに、東日本大震災以降、復旧・復興事業による建物が急増しており建物保有量が増大しています。
点検・診断等の実施方針	「県有建物点検マニュアル」(平成 28 年 11 月 土木部営繕課)に基づき、日常点検、法定点検、劣化度点検を行います。
維持管理・修繕・更新等の 実施方針	「予防保全」をすべきものと、「事後保全」で対応可能なものを選別し、部位・部材に求められる機能や、定期点検等で劣化の進行を考慮した上で適切な修繕時期を判断し併用する「計画的な保全」を実施することで、修繕費用を最小限に抑え、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
安全管理の実施方針	施設の安全性を確保できない危険性を発見した場合は、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講じるものとします。また、老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのないものについては、立入禁止措置や除却等を行い、安全確保に努めます。
耐震化の実施方針	「福島県耐震改修促進計画」は令和 2 年度で終了しました。
長寿命化の実施方針	「福島県県有建物長寿命化指針」に基づき、長寿命化を推進します。
統合や廃止の推進方針	耐用年数による更新時期又は適切な時期を見極め、低利用施設の統廃合・複合化、市町村等や民間施設の利用及び合築などにより、施設総量の適正化を推進します。なお、用途廃止がなされ未利用となっている建物は、県はもとより地元市町村等での利活用計画がない限り、解体・撤去を図り、施設総量の適正化を推進します。
総合的かつ計画的な 管理を実現するための 体制の構築方針	必ずしも技術系職員による管理がなされているわけではないため、事務系職員を含む全職員を対象とした管理に関する研修や、経営的視点を持った公共施設等のマネジメントに関する研修を行い、職員の意識向上に努めます。

福島県公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

福島県総務部 財産管理課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

電話 024-521-7058
